## 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」の制定に際し、 意見公募手続を実施しなかった理由について

令和5年2月27日 厚 生 労 働 省

今般制定された、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生 労働省令第14号)」は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部 を改正する件(令和4年厚生労働省告示第367号)による自動車運転者の労働 時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)の改正内容と同様の改 正であり、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第8号に該当する ため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

- ※ 行政手続法(平成5年法律第88号)(抄) (意見公募手続)
- 第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- 2 · 3 (略)
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。 -~七 (略)
  - 八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意 見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるもの を内容とする命令等を定めようとするとき。
- ※ 行政手続法施行令(平成6年政令第265号)(抄) (意見公募手続を実施することを要しない命令等)

## 第4条 (略)

- 2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - 一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
  - 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げ その他の形式的な変更

担当:厚生労働省 労働基準局監督課